

農業委員会からのお知らせ

■農地パトロールを実施しています

農業委員、農地利用最適化推進委員は、担当する地区の農地パトロールを定期的に行っております。その際、農業委員会等に関する法律第35条の規定に基づき、必要に応じて農地に立ち入る場合があります。農地の適正利用に向けた正確な調査のために、ご理解・ご協力をお願いいたします。

お気軽にお声がけください

農業委員、農地利用最適化推進委員が現地に行く時は、緑の帽子をかぶり、身分証明書を携帯しています。

また、車両に貼っている黄色のマグネットも目印です。

農地のこと(転用、貸借、遊休農地など)農業のことで、何かありましたら、お気軽にお声がけください。



■相続登記の申請が義務化されます

相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されます。義務化の施行日(令和6年4月1日)前に発生した相続についても施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局で相続登記を行きましょう。相続登記の一連の手続きは司法書士などの専門家に依頼することもできます。



相続登記とは、土地(農地を含む。)・建物など不動産の所有者が亡くなった際に、その不動産の名義を相続人の名義に変える手続きのことです。

詳しくは法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」をご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html



購読申し込みは、(一社)滋賀県農業会議 ☎077-523-2439

月4回金曜日発行
月額税込み700円
(年8,400円)

農業者年金に加入しませんか 農業者年金で安心・豊かな老後を

詳しくは、

農業者年金基金専門相談員

☎03-3502-3199

農業委員会事務局

☎077-528-2680



編集後記

能登半島地震で被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。農業にも農地の液化化やポンプ・送水管の損傷など大変深刻な被害が出ています。農業者として大変心が痛みます。私達にできることを見極めて、微力ながら行動に移していきたいです。

一日でも早い復興を心からお祈り申し上げます。

(m.s)

みどりのこだま編集部

委員長 安井 善次

委員 村田 省三

石津 正嗣

音野 茂

読者の皆様のご感想を
お聞かせください。